

第11回 福祉避難所運営調整会議 議事要旨

1 日時 令和3年(2021年)10月22日(金)14時00分～15時30分

2 場所 男女共同参画センター 第1会議室

3 出席施設

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 総合福祉会館 | (13) 特別養護老人ホーム 寿楽荘 |
| (2) 障害者支援交流センターあいほうぶ吹田 | (14) 介護老人福祉施設 ちくりんの里 |
| (3) 内本町デイサービスセンター | (15) 特別養護老人ホーム 青藍荘 |
| (4) 亥の子谷デイサービスセンター | (16) 吹田特別養護老人ホーム 高寿園 |
| (5) 藤白台デイサービスセンター | (17) 地域密着型特別養護老人ホーム 憩～江坂～ |
| (6) 千里山西デイサービスセンター | (18) 特別養護老人ホーム スローライフ千里 |
| (7) 特別養護老人ホーム いのこの里 | (19) 特別養護老人ホーム 陽翠苑 |
| (8) グループホーム たんぼぼ | (20) 地域密着型特別養護老人ホーム メヌホット千里丘 |
| (9) 介護老人福祉施設 吹田竜ヶ池ホーム | (21) 介護老人保健施設 吹田徳洲苑 |
| (10) 特別養護老人ホーム みらい | (22) 地域密着型特別養護老人ホーム 離宮千里山 <small>ユカリ</small> 縁 |
| (11) 特別養護老人ホーム ハピネスさんあい | (23) 救護施設 千里寮 |
| (12) 特別養護老人ホーム あす～吹田 | |

(以上23施設 指定日順)

事務局

・福祉総務室

4 議事要旨

- (1) 事務局より福祉避難所開設風水害タイムラインについて説明(資料1及び資料2参照)

風水害の流れをより具体的にイメージしていただくために本市において動画を作成いたしました。まずは動画をご覧ください。

(福祉避難所開設手順に関する動画視聴)

資料1が本動画の内容をタイムラインに落とし込んだもの、資料2が動画のシナリオです。資料1に丸印で記載している数字が動画のシナリオのどの部分に該当するか、というのを表しています。資料1及び資料2を参考に前回の福祉避難所運営調整会議で依頼しているとおり、令和4年3月までに風水害タイムラインの作成及び福祉総務室への提出をお願いします。また、福祉避難所開設手順に関する動画については、提供可能ですので、各施設の研修等で試用される場合は、福祉総務室まで御連絡ください。

作成した風水害タイムラインは開設訓練等に御活用ください。

- (2) 福祉避難所運営調整会議の開催について説明

次回の開催は令和4年3月の実施を予定しています。また、案件は風水害タイムラインの共有、開設訓練の共有を想定しています。

(3) 災害対策基本法の改正について説明（資料3及び資料4）

令和3年5月に災害対策基本法が改正されました。福祉避難所に関係する大きな改正は、避難勧告、避難指示の一本化や非常災害等が発生する恐れがある段階から国の災害対策本部が設置されたり、災害救助法が適用されたりするようになったことなどです。

(4) 各施設からの協議案件について（資料5）

ア 避難所における感染症対策について

【各施設からの報告】

応接室や静養室などの部屋で避難者の対応をする想定である。だから、間隔をあけるなどの対応はできると考えている。ただし、換気対策は必要になると考えている。

アルコール消毒液を設置したり、マスクを備蓄したり日々行っている。

換気できているかをチェックするために二酸化炭素の濃度を測定する機械を取り入れた。ただし、電源がいる機械になっているので避難所の際に電源が確保できるかは不透明である。

イ 準備している物品について

【各施設からの報告及び質問】

低濃度オゾンの発生装置を設置している。

マスクやゴーグルを備蓄している。

マスク、毛布、カセットコンロなどを準備している。

①発熱がある人が福祉避難所にくる可能性はあるか。（質問）

→基本的には指定避難所で福祉ニーズを把握したうえで福祉避難所に移動してもらうため、指定避難所で発熱を確認している人を福祉避難所へ移動してもらうことはありません。ただし、福祉避難所へ移動後、発熱する可能性はあります。その際は福祉総務室と密に連携し、対処方法を検討させていただければと思います。

②段ボールベッドは福祉避難所に避難者がくるとなった段階で準備してもらえるか。（質問）

→段ボールベッドは福祉避難所の開設及び受入可能人数がわかった段階で段ボール業者に必要数を伝えます。福祉避難所の開設準備期間中に揃えられるように進めていくことを考えています。

③段ボールベッドが届くまでに使用してもらうベッドなどは用意しなくていいということか。（質問）

→基本的には、段ボールベッドの必要数を伝えていただければ準備いたしますので、必ずベッド等を準備してください、というものではない、と考えています。

④段ボールベッドが届く際に毛布等はあるか。（質問）

→段ボールベッドに毛布等は付属していません。

⑤毛布等は福祉避難所で準備しておかなければならないということか。(質問)

→指定避難所も含めた避難所に毛布の備蓄は行っていますので、段ボールベッドを渡す時と同じタイミングで渡せるかは検討をしていきます。

福祉避難所開設時に必要になった物品は、福祉総務室に御連絡ください。市でできる範囲は揃えられるように進めていきたいと考えています。また、開設訓練等行っていただき、必要性を感じた物品についても随時福祉総務室に教えていただければと思います。

⑥開設訓練について当施設でも物品の確認や机上訓練などをしてきたが、実際に避難者の受入れ等を含めた訓練を行った施設でこのような物品が必要だと感じたなどあれば教えてほしい。(質問)

→以前開設訓練を行ったが、パーティションが必要であると感じた。現在は、福祉避難所開設時に段ボールベッドと一緒にもらうことはできるのか。

→→パーティションの備蓄があるとはきいているが、指定避難所も含めて設置する必要があるため、必ず用意できるかは不透明です。

⑦福祉避難所の避難者に対する食事は必要量を言えばもらえるか。(質問)

→福祉避難所も指定避難所同様、可能な範囲でお渡しさせていただきます。施設状況報告書で足りていない物品や食料等を記入していただければと思います。また、食料費等を立替えていただいた場合は、精算時に実費弁償させていただきます。

⑧おむつなどの衛生用品も吹田市で備蓄はあるか。(質問)

→あります。

⑨吹田市が備蓄しているもの、福祉避難所開設時に提供可能なものを提示していただくことは可能か。(質問)

→指定避難所と同様のものにはなりますが、手元に資料がないため後日、回答させていただきます。

⑩福祉避難所に避難する人は、避難者のお身体等の状態に応じて指定避難所から移動されると認識しているが間違いないか。(質問)

→そうです。福祉ニーズを把握した方について福祉避難所に移動していただくこととなります。

⑪福祉避難所も特別養護老人ホームやデイサービスセンターなど様々な施設種別や規模があるため、福祉避難所開設時には、規模に応じた物品の支給が必要なのではないか。また、物品については避難者と一緒に移動する方法を考えた方がいいのではないか。(意見)

→物品の配付方法等検討いたします。

⑫指定避難所はどのようなところか。また、専門職は常駐しているか。(質問)

→指定避難所は公民館や学校の体育館などです。専門職は常駐していません。

⑬どのように福祉避難所に移動する避難者を決めるか。(質問)

→地域の支援者や避難所の運営者から得た情報を基に福祉ニーズを把握するこ

とを想定しています。ただし、専門職の知見は必要であると認識はしています。
今後、福祉部で考えていければと思っています。

- ⑭福祉避難所内に専門職が駐在し続けることが難しい可能性もあるため、ナースコールなどを準備してもらうことは可能か。(質問)
→現在は、ナースコール等はありませんので、今後、福祉避難所の物品としてお渡しさせていただけるか検討させていただきます。

(5) その他

- ア 福祉総務室が貸与した備品の感想について
備品の状態を確認した。使い方等を講習してほしい。(報告)
蓄電池は充電に時間がかかるため訓練では使いにくい。(報告)
- イ 訓練実施状況について
事務局より配備品のチェックや机上訓練など各施設で実施していただきたい旨の依頼を行いました。
- ウ 避難所において必要と感じている物品について (要望)
(ア) 二酸化炭素の濃度測定装置
(イ) 食料(温めずに食べられるもの、誤嚥リスクの少ないもの)
(ウ) 空気清浄機、サーキュレーター(換気できるもの)
(エ) 電話等が繋がらないことに備えて指定避難所を開設準備する防災要員を通じて連絡できる体制が必要と考えている。

(6) 市からの報告事項等について

- ア 福祉避難所における公衆Wi-Fiの設置状況について
先日、Wi-Fi環境について、各施設様にアンケートを実施させていただいたところですが、現在、吹田市公衆無線LAN(Wi-Fi)整備方針に基づき、公共施設の福祉避難所については、令和4年度末までの整備が進められていることから、民間施設様においても同様に公衆無線LAN環境を整備できるように先日御回答いただいたアンケートを基に令和4年度以降の予算確保を目指して検討を進めています。今後、御報告できる内容等ございましたら随時、運営調整会議等で御報告させていただきます。
- イ 福祉避難所緊急連絡先名簿について
緊急連絡先について、資料6のとおり取りまとめました。間違い等がある場合は、福祉総務室まで御連絡ください。
なお、本内容は個人情報のため適切に保管いただき、更新の際には、旧の緊急連絡先をシュレッダーで破棄してください。